

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷五十第

行發日一月七年一十正大

## 論叢

支那の古典に見られたる社會政策

法學博士 田島 錦治

租稅負擔の一般と租稅の民衆化

法學博士 神戶 正雄

基督教文明の發展概論

法學博士 財部 靜治

社會哲學に於ける主義的の二元論的思想

法學士 恒藤 恭

經濟道と經濟術

法學士 作田 莊一

## 時論

政費節減論

法學博士 小川 郷太郎

## 說苑

功利主義と生産政策

經濟學士 堀 經夫

## 雜錄

勞農露西亞の社會保險

經濟學士 岡崎 文規

英國と勞農露西亞

經濟學士 小川 福太郎

經濟學會公開講演會記事

政 費 節 減 論

小 川 郷 太 郎

我國目下の財政經濟は行き詰つてゐる、政治家も實業家も期せずして國費節減を唱へるやうになつた。余が見る所を以てせば、經費の節減せねばならぬものは、獨り國家の經費のみでなく、府縣市町村等の公共團體の經費より個人の經費に至る迄、悉く然りである。余は茲に個人の經費を論ずる暇を有たぬ、専ら國家の經費と公共團體の經費とを研究して見たいと思ふ、國家の經費と府縣市町村の經費とを國費といふ語を以て言ひ表はすは妥當でない、寧ろ政費と名くべきである。是れ茲に題して政費節減論といふ所以である。

凡そ財政は出づるを量て入るを定むるものであり、支出の方が定まれば、収入は之に適應せしめて行かねばならぬ。政務にして絶対に必要なものであるとすれば、其れが支辨に充てらるべき収入を生み出すことを講ずべきで敢て經費を制限すべきでない様である。果して然らば政費節減は財政の本質に反するものであるかといふ疑問も起る。そこで政費節減を論せんと思はば、先づ

何故に政費を節減せねばならぬかの理由を明にし以て財政の本質に適ふや否やを吟味して見ねばならぬ。

政費節減の理由が正當であるとすれば、次に之を實行する方法を按せねばならぬ。

此くして余の茲に論せんとする所は、政費節減理由論と、政費節減方法論とに分れて來るのである。此等の研究を爲すに先ちて我國の國家公共團體の經費は幾何に上つてゐるかを明にせねばならぬ。

## 第一項 我國政費の總額

我國の國家公共團體の費す額が少いものであれば、節減の意義も小であるが、其額が大であれば、ある程、其節減に重大の意義を生ずるのである。そこで我國の政費は如何程であるかを研究するの必要が起る。

政費は國家の經費と地方團體の經費とを分ち得るのであるから、余は今之を別々に考察して見やうと思ふ。

一 先づ**國家の經費**より調べることとする、それには大正十一年の豫算を取つて研究するが捷徑である。



時論 (ロ)	
(1) 特別會計經費補充金	六、五七、七、七〇
(2) 朝鮮總督府特別會計繰入	四、三〇、〇〇〇
(3) 大學及學校圖書館臨時支出金	四、八二、一、三三
三、特別會計へ支拂金	一、〇、三、七、七六
(1) 預金利子及手数料	一、〇、七、七、七六
教育基金利子	三、三三三
大學及學校圖書館資金利子	一、三、三、三七
朝鮮醫院及濟生院資金利子	一、四、三、三三
簡易生命保險利子	三、三三三
鐵道預金利子	三、三三三
(2) 印刷局へ支拂金	五、〇〇〇、〇〇〇
藥品検査用紙(内務省費より)	一、三三三
拓殖鐵道公債利子支出金(北海道拓殖費より)	四、四、七、七〇
勳記用紙(内閣費より)	三、三三三
貴族院議案類印刷費	三、三三三
衆議院議案類印刷費	三、三三三
稅用紙押印(内國稅徵收費より)	三、三三三
純計	一、〇、三、七、七六
小額紙幣製造費	一、〇〇、〇〇〇
官報廣告料(司法省費より)	一、三三、三三三
郵便切手郵便葉書收入印紙印刷費	三、三三、三三三
(3) 東京砲兵工廠へ支拂金	三、三三、三三三
陸軍費	三、三三、三三三
海軍費	三、三三、三三三
(4) 大阪砲兵工廠へ支拂金	三、三三、三三三
陸軍費	三、三三、三三三
海軍費	三、三三、三三三
(5) 千住製絨所(陸軍費より)	三、三三、三三三
(6) 海軍工廠資金へ支拂金	三、三三、三三三
海軍費	三、三三、三三三
陸軍省より委託兵器製造費支拂金	三、三三、三三三
(7) 海軍燃料廠(海軍費より)	三、三三、三三三
(8) 平壤鐵業所移管費	三、三三、三三三
純計	一、〇、三、七、七六

次に特別會計に就て之を見るに、特別會計より一般會計に繰入れる金、及び一の特別會計より他の特別會計に繰入れる金並に支拂ふ金が巨額に達してゐるのみならず、一の特別會計にありても支出額だけが収入額となつて現はれてゐるものがある、是等を差引いて純計を求むると左の如くである。

一、殖民地特別會計

(1) 朝鮮總督府

(2) 朝鮮醫院及濟生院

(3) 同 資 金 部

(4) 臺灣總督府

(5) 臺灣官設鐵道用品資金

(6) 關 東 廳

(7) 樺 太 廳

(8) 南 洋 廳

1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000

二、公債特別會計

(1) 國債整理基金

(2) 大藏省預金利息

(3) 臨時國庫證券收入金

(4) 公 債 金

1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000

三、資金特別會計

(1) 教 育 基 金

(2) 陸軍省營繕費補充資金

(3) 國有財產整理資金

四、學校特別會計

(1) 東京帝國大學

(2) 同 資 金 部

(3) 京都帝國大學

(4) 同 資 金 部

1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000

時 論 政 費 節 減 論

(5) 東北帝國大學

(6) 同 資 金 部

(7) 九州帝國大學

(8) 同 資 金 部

(9) 北海道帝國大學

(10) 同 資 金 部

(11) 官 立 大 學

(12) 同 資 金 部

(13) 學校及圖書館

(14) 同 資 金 部

1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000

五、官業特別會計

(1) 造 幣 局

(2) 同 資 金 部

(3) 專 賣 局

(4) 帝國鐵道

(1) 資本勘定

(2) 用品勘定

(3) 收益勘定

(5) 簡易生命保險

(6) 米穀需給調節

(7) 印 刷 局

(8) 製 鐵 所

(9) 東京砲兵工廠

(10) 大阪砲兵工廠

1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000  
1,200,000,000

第十五卷 (第一號 八二)

八一

(11) 千住製絨所	五、四〇〇、八八八	六、其他の特別會計	五、三〇四、八八八
(12) 海軍工廠資金	三、六八八、八四三	(1) 在外專管居留地	五〇、一〇〇
(13) 海軍火藥廠	七、七六、〇一〇	(2) 賠償 余	一、六、〇〇〇
(14) 海軍燃料廠	三、八六三、六三二	(3) 臨時軍事費	七、五、三三、六三二
		特別會計總計	一、六〇、九一、〇六六

右表で之を觀れば一般會計一、一〇九、〇一四、〇八六圓特別會計一、六九〇、七九一、〇八六圓合計二、七九九、八〇五、九四六圓となる。先づ約二十八億圓と見て可いのである。

二 次に進みて府縣郡市町村の經費を見ねばならぬが、大正十一年度に於ける郡市町村の豫算の統計はまだ之を手になからぬから、姑らく大正十年度の豫算に依つて考へて見ることにする。それに依れば左の如し

道	府	縣	町	村
			三、三、五、七、五三	三、四、四、九、三三〇
郡			四、一、六、六、四三	一、五、四、四、五六
市			三、七、七、三、六八	一、四、二、八、五九
			總 計	一、四、二、八、五九
			水利組合	一、五、四、四、五六

大正十一年度の地方費總額は、恐らく大正十年度のそれよりも多くなるであらう。現に既に知られたる大正十一年度の道府縣の豫算に就て見るに、經費總額は三三五、四一四、四三二圓となつてゐる、大正十年度よりも四千百餘萬圓の増加である。

今翻て地方費が年々増加し來つた跡を見るに左の如し。

年度	經費		年度	經費	
	地方費總額	道府縣費		地方費總額	道府縣費
大正六年度	三、七、八、〇三、七、一〇	一、〇、一、三、三、三、三、三	同 九年度	八、三、一、三、〇、七、九〇	二、四、〇、五、一、八、七、八
同 七年度	五、〇、四、六、八、三、三、三	一、五、一、四、七、七、七、七	同 十年度	一、〇、四、八、八、五、九、九	二、九、五、六、六、一、一、五、八
同 八年度	六、三、五、七、六、八、二、二	一、九、七、四、〇、九、三、四	同 十一年度	?	三、五、三、四、四、四、三、三

是れで見ると、年々道府縣費の増加する額の約三倍に當る額が地方費全體として増加してゐる様である(大正八年度と九年度との比較は例外。大正八年度は決算で、同九年度は豫算である、相互に比較することが出来ぬ)此比率を以て進むとせば、大正十一年度の地方費總額は少くとも十億六、七千萬圓とならう。先づ約十二億圓と見て可い。

三 以上論ずる所に依つて之を觀るに、國費の總額は二十八億圓、地方費の總額は十二億圓であるから、國費地方費の總額は四十億圓となる。處が國費と地方費との間に於ても一方より出で、他方に入るものがある、其一は地方公共團體より出で、國庫に入るものである、其著しきは公共團體工事費納付金并に公共團體工事費分擔金等である、寄附金の中にも公共團體より出でたるもの少くない。其二は國庫より公共團體に入るものである、其著しきは各種の補助金や小學校教員俸給國庫分擔金等である。是等は國庫と公共團體とに於て二重に計算せられてゐるから、之を差引くべきである。此關係は上下級の地方團體の間にも起る、是れ亦一方の支出は之を消し去らねばならぬ。

大正十一年度の豫算に依るに、公共團體工事費納付金、并に公共團體工事費分擔金を合し約千六百八十萬圓程ある、下級の公共團體が上級の公共團體へ提供する納付金并に分擔金は幾何であるか、又上級公共團體が下級公共團體に交附する補助金分擔金等も亦幾何であるか、統計の徴すべきものが無い。所が大正十年度に於ける地方團體豫算に就て見るに、補助及交付金として七六、七〇〇、八一一圓を數へてゐる、是れ國庫并に上級團體の支出となれるものに外ならぬ、此數字は大正十一年度に於て多少異つて來るかも知れぬが、先づ大體似たり寄つたりのものと見れば、前の公共團體工事費の納付金并に分擔金を合すれば、九千參百萬圓にも達するのである或は大略壹億圓と見ても可からう。今此重複せる部分を除き去るときは、國費地方費の總額は、參拾九億圓に達するものと見ねばならぬ。實に夥しい數字である。

## 第二項 政費節減の必要

前項述ぶるが如く、我國の政費は無慮四拾億圓である、恐らく消費者として、此の如き大消費者は有るまい。此の如き巨額の政費に節減を加へるの理由如何。

余は此問題に答へんが爲めに二の方面より觀察して見たいと思ふ。其一は經濟的方面であり、其二は純財政的方面である。

## 第一 經濟的觀察

目下我國の經濟界は病氣に罹つてゐる、其病氣の一の徴候は輸入超過といふ現象に依つて現はれてゐる。大正十年度に於ける輸入超過は參億五千萬圓に上つたのであるが、大正十一年に及んで其勢更に甚しく、其一月には九千百萬圓、其二月には九千六百萬圓、其三月には九千參百萬圓、其四月には五千九百萬圓、其五月には千八百萬圓であつた、僅々五ヶ月にして、輸入超過の額は實に三億五千七百萬圓の多額に上つてゐるのである。

此の如き輸入超過は二の寒心すべき結果を齎らすのである。其一是事業界の不振であり、其二是金融の引締である。

事業界の不振は大正九年三四月以來のことであるが、昨今の如く輸入超過が激しくなれば、其程度は益々甚しからねばならぬ。蓋し輸入超過は外國に輸出せられる我國の生産品が少く、外國より輸入せられる外國品が多いことを意味するに外ならぬ、我國の生産品が外國に賣れねば賣れぬ程、我事業界の利益は小となり、外國品が輸入して來れば來る程、我國に於ける其品物の生産は脅かされて利益を得ることが六ヶ敷くなるからである。果して然らば、輸入超過の程度は大體に我國産業界の打撃を反證するものと謂つても差支なからう。

金融の引締も亦同様に説明することが出来る、輸入超過が參億五千餘萬圓あるといふは、我國がそれだけ債務を負ふことになる。此債務はどこの詰まり、外國に支拂せねばならぬ、其支拂は正貨に依るか、然らざれば外國公債其他外國に對する債權を處分するに依るより外ない。之を輸入商よりいへば、從來銀行に預入れたる預金の中より引き出し、若くは銀行より貸付を受けて爲替銀行に於て爲替の取組を請求することになる、爲替銀行は之に應ずると共に、在外正貨の拂下を受けるか若くは外國公債其他外國に對する債權を處分して、外國に支拂ふべき資金を作らねばならぬ、此の如き手續を踐む間に、我國の金融界は、輸入超過に相當する金額を減することになる、從て輸入超過が多ければ多い程、金融は引き締まつて來るのである。

事業界が不振である上に金融の逼迫が加はつて來ると、事業家は損失を重ぬるのみならず、金融の便を得ないで破産するの已むを得ざるに至るものが出來て來る。思ふに事業界が好景氣で、仕事をすればする程利益を獲得し得る時にありては、資金の需要が増し來り金利も高まるであらうが、それでも事業界は打撃を被らない。然るに事業界不振の時に當りて金利が高くなれば、事業は益々利益を失ひ、甚しきは損失を増すことにならう。事茲に至れば事業を中止するも亦已むを得ない、其支拂の不能に陥る者は破産の宣告を受くるも亦之を避けることが出來ない。現に我國に於て破産の數を増し來れるは偶然ではないのである。

此の如く我國目下の經濟狀態は事業の不振となり、金融の逼迫となり、破産の増加となり、實に沈滞を極めてゐる。然らば其原因は何であるか。

思ふに我國財界の現狀を齎したる原因は一にして足らぬ、歐洲の景氣の恢復せざること等は其主なるものゝ一に相違なからうが、之を我國の事情に求むれば先づ物價の騰貴を挙げねばならぬ。

我國の物價は世界戰の初まつて以來段々騰貴し大正九年の初頃に至つて其極點に達し、其年の三四月より急に下落し初め大正十年の四月に至つて底となり、それより又騰貴し、同年の十一月より更に下落しつゝ今日に及んでゐるが、而も物價の水平線は相當に高い。今日日本銀行が東京の物價に就て調査したる所に依り其指數を見るに、戰前即ち大正三年七月の物價を一〇〇とすれば、大正十一年四月の物價は二〇七となつてゐる、東京の物價を以て我國の物價を徴するとせば、我國現今の物價は戰前の物價の二倍強である。こは卸賣相場に就ての話であるが、小賣値段に至つては更に高いのである。

之を英米佛等の諸國の物價に徴するに。皆世界戰の開けて以來同様に騰貴を續けてゐたが、大正九年から反落の道を辿り、今日は非常に低い水平線迄落ちて來てゐる。今英國のエコノミスト誌

の調査に基き倫敦の物價指數を見ると、戦前の物價を一〇〇とすれば大正十一年四月の物價は一六七であり、米國のブラットストリート誌の調査に基き紐育の物價指數を見るに、戦前の物價を一〇〇とすれば大正十一年四月の物價は一三三であり、佛國エコノミストフランセー誌の調査に基き巴里の物價指數を見るに、戦前の物價を一〇〇とすれば、大正十一年三月の物價は二六九となつてゐる。倫敦紐育巴里の物價を以て各、英米佛の物價をトすとせば、英國の物價は戦前に比し七割弱の騰貴を見てゐるに過ぎぬ。米國の物價は戦前に比し三割強騰貴してゐるに過ぎぬ。佛國の物價に至つては二倍七割弱の騰貴を見てゐる様であるが、それは一つには紙幣濫發の爲めに其紙幣の價値を下落したることにも因つてゐる、而して今日に於て佛貨一法の價格は我二十錢位に相當するが故に貨幣價格は正に戦前の半であるといつても可い。さうして見れば佛國の物價は戦前の物價に比し正味三四割の騰貴に過ぎぬものと見ても差支ない。

以上論ずる所に依つて之を觀れば、戦前の物價に比し我國現今の物價は二倍強であり、英國現今の物價は七割弱の騰貴であり、米國現今の物價は三割強の騰貴であり、佛國現今の物價は三四割の騰貴であることを知るのである。若し戦前の物價の水平線に於て我國と是等諸國との間に貿易が出來てゐたものとすれば、今日の物價の水平線に於ては、我國は是等諸國より輸入するの外は無く、是等諸國に輸出することは出來ない。加之世界の何れの國の市場に於ても我國の商品を

輸出して、是等諸國の商品と競争することが出来ない。蓋し品質に差等なしとせば、廉價なる地に就て物を買ひ高價なる地に就て物を賣るを貿易の常態とするからである。

此の如く論じ來れば、我國の物價の現狀を以てせば、輸入超過は當然の歸結で敢て怪むに足りぬ。尤も我國獨特の産物に至つては其價格の如何に拘らず、外國の需要さへあれば、輸出は不可能でない、現に生糸の如き價格が相當に高いに拘らず尙輸出しつゝある。生糸の輸出が盛なれば盛なる程輸入超過の勢を緩和することが出来るのみならず、或は進んで輸出超過の勢を馴致することも知れぬが、併しそれであつても、我國の特産物にあらざる物に就て考ふれば、輸入超過の大勢は到底之を轉回することが出来ぬ様である。若し輸入超過の大勢を轉回することが出来るとせば、そは物價の下落に其原因を求めねばならぬ。物價が下落さへすれば、外國品の輸入は衰へ、我國の商品が外國に輸出せられる様になつて來るからである。

物價が下落し輸入超過の勢を轉回する様になれば、我國の事業者も外國の商品より脅威を受ることなく、從て損失を免るゝことも出來やう、又輸出することが出来る様になれば、次第に利益を擧げ得ることとなり、茲に事業者恢復の曙光を見ることが出来るであらう。又輸入超過の勢が轉じて來れば、我金融を逼迫せしむる一原因も取り去られて來るであらう。此の如くして我國目下の經濟界に於ける行詰りを救ふことが出来るのである。

是に依つて之を觀れば、我國目下の經濟政策としては、何物をも差し措いて第一に物價下落の政策を探らねばならぬ、物價下落の方策といへば論者動もすれば、通貨收縮の外に途ない様に説くのである。成程通貨が收縮すれば、物價は下落する傾を有するに相違ないが、併しそれだけでは徹底せぬ、現に輸入超過が續いて來ると、國內に於ける通貨の收縮を來すことにもなつて來るが、それでも未だ小賣値段を下落せしむるに至つてゐない。是れ各人が購買力を持つてゐるが爲めである、故に物價を調節せんとせば、通貨收縮策の外に、各人の購買力を抑へて行く方法を考へ出さねばならぬ。勿論輸入超過が長い間續けば、卸賣相場は第一に輸入せられる外國品の價格の低いが爲めに蹴落され、第二に通貨が收縮し金利が高くなるに従つて下落して行くべきである、卸賣相場の低下するに従ふて事業界の損失大となるに及んでは、労働者を解雇するの已むを得ざるに至らう、労働者が業を失ひ勞賃を得るに由ない事となり、而も從來の貯蓄をも使ひ果つる様になると、勢ひ消費能力が衰へて來て、小賣相場も下落せざるを得ざるに至るであらう。併し事茲に至ると、各人が貧乏となつて初めて、物價が下落するものであつて、經濟理法の當然の歸結である、謂はゞ自然の攝理に従ふものである、されど人が貧しくなつて仕舞つて物價が下落しても何の効能が無い、物價の下落の要は寧ろ人が貧しくなつて仕舞はぬ前に在るのである。人が貧しくなつて仕舞はぬ前に物價を下げやうとせば、各人をして購買力を抑へしむる様にせねばなら

ぬ、換言すれば各人をして節約を守らしめねばならぬ。此の如くして物價調節策として節約主義が出て來るのである。

節約主義は國民全體をして之を守らしめねばならぬ、今日我國の患は、國民が戦争以來の好景氣に馴れて、成金氣分を發揮し、贅澤に流れてゐることである。此贅澤を抑制し儉約を是れ尊ぶ様にするは何よりの急務である。併し乍ら余は此論文に於て此國民の節約を論せんとするのは無い、余は國民の節約と相並んで、國家公共團體が大に節約を守らねばならぬことを説かんとするのである。國家公共團體も其經費を支出するに於ては消費者として現はれてゐる、而して其消費の量は非常に大なるものであること前項述べた通りである、それであるから國家公共團體は經濟市場に於て大なる購買力を發揮することになり、物價の下落を支へてゐるとも云へないではない。故に物價を下落せしめんとせば、國家公共團體の消費に對して制限を加へねばならぬ、換言すれば節約主義は國家公共團體に對しても之を要求せねばならぬ。

## 第二 財政上より觀たる必要

國家公共團體の經費は前段に述べたる通り約三十九億圓に上つてゐる、若し之を支辨する收入があらば、經濟上は兎も角、財政上より觀て、必ずしも不可と云へない。所で其之を支辨する收入があるか無いかゞ問題である、そこで余は進んで大正十一年度の豫算に就て收支均衡を得てゐる

るか否かを吟味して見やうと思ふ。

—

大正十一年度の國家の豫算を見るに、其形式に於ては、收支均衡を得てゐるのであるが、實質に於ては、必ずしもさうで無い。先づ一般會計に就て之を見るに、臨時収入の部に於て、公債金と剩餘金とが存してゐる、其額は左の如し。

公債金	54,820,826
剩餘金	112,720,000
計	167,540,826

若し前年度に於て剩餘金がなかつたらば、それだけは經費は支辨することが出来なくならう、又公債の募集が効を奏せないときは、亦同様の結果とならう。兎にも角にも此一億八千萬圓は本年の収入で本年の經費を支辨し得ないものと見ねばならぬ。

次に特別會計に就て見るに、一般會計と同様に公債金と剩餘金とが相當に巨額に上つてゐる。即ち左の如し。

一 公債金	33,100,100
(1) 朝鮮總督府	27,221,125
(2) 臺灣總督府	11,111,111
(3) 關東廳	1,222,222
<hr/>	
(4) 樺太廳	27,111,111
(5) 帝國鐵道	100,000,000
(6) 米穀需給調節	11,111,111
(7) 臨時軍事費	1,222,222

二 剩餘金	一五、四七、七六	(4) 樺太廳	一〇、五〇、五〇
(1) 朝鮮總督府	四、三三、三三	(5) 米穀電給調節	三、三三、三三
(2) 臺灣總督府	八、〇七、三九	計	六、四九、八九
(3) 關東廳	三〇、〇〇、〇〇		

特別會計に於ても、二億二千萬圓は本年の収入を以て本年の經費を支辨し得ないものと謂はねばならぬ。

一般會計と特別會計とを通計するに、公債募集豫定額は二六五、八九四、五八九圓、前年の剩餘金繰入額は一四〇、〇八二、七一八圓で、總計四〇五、九七七、三四七圓に達す。是れだけは先づ大體、収入が不足してゐると見るべきである。

二

前段述ぶる所に依つて之を觀れば、大正十一年度の豫算に於ては、約四億圓の収入不足があることを知るのである。是れは収入が十分に這入つて來ない結果である。

収入が十分に這入つて來ないことは、大正十一年度の収入豫算を大正十年度の収入豫算に比較することに依つて亦之を證明することが出来る。余は今収入を租税と印紙收入と官有財産及官業收入と其他の收入とに分つて比較して見やうと思ふ。(公債金、剩餘金繰入を除算す)

區分	年度	區分	年度
一 一般會計	大正十一年度	(1) 租税收入	大正十一年度
	大正十年度		大正十年度
	一、四四、五五、六二		七四、三七、六六
	一、三三、三三、八六		七五、四四、六一

(2) 印紙收入		(1) 租稅收入		二 特別會計	
朝鮮總督府	九,434,400	朝鮮總督府	九,434,400	朝鮮總督府	九,434,400
臺灣總督府	1,640,675	臺灣總督府	1,640,675	臺灣總督府	1,640,675
關東廳	1,111,111	關東廳	1,111,111	關東廳	1,111,111
臺北廳	1,111,111	臺北廳	1,111,111	臺北廳	1,111,111
南臺灣廳	1,111,111	南臺灣廳	1,111,111	南臺灣廳	1,111,111
計	22,418,418	計	22,418,418	計	22,418,418
帝國鐵道	100,000,000	帝國鐵道	100,000,000	帝國鐵道	100,000,000
資本勘定	100,000,000	資本勘定	100,000,000	資本勘定	100,000,000
收益勘定	100,000,000	收益勘定	100,000,000	收益勘定	100,000,000

(3) 官業收入	
專賣局	27,010,835
造幣局	8,232,812
同資金部	4,777,800
大藏省預金利息	7,566,675
簡易生命保險	1,477,800
印刷所	4,000,000
製鐵所	4,288,000
東京砲兵工廠	3,750,000
大阪砲兵工廠	6,800,000
千住製絨所	3,000,000
海軍工廠	1,288,000
海軍火藥廠	10,000
海軍燃料廠	1,666,000
米救需給調節	2,777,800
計	103,103,103
朝鮮總督府	6,000,000
朝鮮醫院及濟生院	1,000,000
同資金部	3,000,000
臺灣總督府	1,232,812
關東廳	2,000,000
臺北廳	1,777,800
南臺灣廳	1,777,800
臨時國庫證券收入	3,000,000
計	20,000,000

陸軍省營繕費	3,700,000	陸軍省營繕費	3,700,000
補充資金收入	1,378,433	補充資金收入	1,378,433
國有財産整理	1,378,433	國有財産整理	1,378,433
資金收入	2,325,865	資金收入	2,325,865
東京帝國大學	2,000,000	東京帝國大學	2,000,000
同資金部	2,000,000	同資金部	2,000,000
京都帝國大學	2,612,177	京都帝國大學	2,612,177
同資金部	2,612,177	同資金部	2,612,177
東北帝國大學	2,612,177	東北帝國大學	2,612,177
同資金部	2,612,177	同資金部	2,612,177
九州帝國大學	2,612,177	九州帝國大學	2,612,177
同資金部	2,612,177	同資金部	2,612,177
同資金部	2,612,177	同資金部	2,612,177

北海道帝國大學	6,556,658	北海道帝國大學	6,556,658
同資金部	3,278,329	同資金部	3,278,329
官立大學	9,987,754	官立大學	9,987,754
同資金部	5,987,754	同資金部	5,987,754
學校及圖書館	2,310,000	學校及圖書館	2,310,000
同資金部	1,155,000	同資金部	1,155,000
在外專管居留地	4,674,000	在外專管居留地	4,674,000
賠償金	6,275,333	賠償金	6,275,333
臨時軍時費收入	7,170,666	臨時軍時費收入	7,170,666
計	70,806,655	計	70,806,655

右表に依つて一般會計及特別會計を通算すれば、大正十一年度に於ては、租税及印紙収入は八八九、七二四、三二六圓、官有財産及官業収入は一、四四三、七七七、三六三圓、其他の収入は一五二、四五二、〇五六圓となる。租税及印紙収入と官有財産及官業収入が其重なる収入であることを知るのである。而して是等の重なる収入に就て之を見るに、大正十一年度の租税及印紙収入は大正十年度のそれよりも減じてゐる。大正十一年度の官有財産及官業収入は大正十年度のそれよりも増してゐるが、米穀需給調節に於て米を賣るが爲めである、それを差引けば、矢張り減じてゐる。以て収入減の大勢を窺ふことが出来るのである。

三

収入の減少は豫算の上で之を立證することが出来る、然らば何故に収入が減じ來るか云ふに

をは目下經濟界に於ける不景氣の影響に外ならぬ。經濟界に於ける不景氣を前提とせば、どうしても、收入減少の結論に達せざるを得ないのである。そこで余は更に進んで不景氣が租税や官有財産并に官業收入に如何に影響するかを別別に觀察して見やうと思ふ。

先づ租税に就て之を見るに、不景氣のときは、普通の場合に原則として税源たるべき所得が少くなるから、租税は自然に少くなつて來なければならぬ譯である。之を各種の租税に就て檢するに、

(1) 所得税は大に減少するを免れぬ、豫算に於ては昨年度に比し六千萬圓の減收を見積つてゐる蓋し不景氣に際し各人の所得減少する以上は、所得税の收入も減少せねばならぬ譯であるが、取り分け、法人所得税は減じて來るであらう。會社の成績は概ね不良で、甚しきは損失をなすものも少くないからである。所が所得税減收の理由は之に止まらぬ、資産家が合法的脱税を試むるもの次第に多くなつて來たのも亦其一の大なる原因と見ることが出来る、例へば保全會社を設立して、配當金所得の累進課税を免れ、會社の資本金を増して超過所得税を免れるが如くである。

(2) 營業税も不景氣に際しては減收となるのが普通である、不景氣となれば、販賣其他の取引も減じ來るが故に外形的課税標準たるべきもの、數量が少くなるからである。然るに大正十一年度の豫算に於ては大正十年度よりも自然増收を見積つてゐる、是れ苛斂誅求の聲が起る所以である勿論營業税の立て方にては、一年前の事實(例へば賣上高)を取つて課税標準となすが故に、本年

の實際に合はぬのは當然であるとも謂へやうが、現に營業收入の少きに拘らす過去の事實を基礎として多く徴收せんとすれば、納税者の苦痛を感ずることは愈々甚しくなり、滞納も少からぬ様になり實際の收入が減じて來ぬとも限らぬのである。

(3) 鑛業税も不景氣に際しては減收となるが普通である、蓋し今日に於ては採鑛に利益少きのみならず、甚しきは損失となるものもあるから、鑛産物の量は自然に減じ行くべきであるからである。

(4) 賣藥營業税も、營業税鑛業税と同様に減收を來すものと見るが穩當である、賣藥のみが不景氣に乗じて愈々賣れ行くものと見る事が出來ぬからである。

(5) 相續税も不景氣に際しては財産價格の低落を來たし従て其收入を減することになつて來るのである。

(6) 兌換銀行券發行税、取引所税、通行税等は、不景氣に際し減收を來さざるを得ないであらう蓋し不景氣は自然に物の取引を減少し、人の旅行等の通行を減じ、中央銀行の貸付をも減するに至るからである。

(7) 酒税織物消費税砂糖消費税等の消費税も、不景氣に際し又收入を減少するを免れぬ。蓋し是等の消費物に就ては各人は絶對的に必要なる分量の外は之を節することゝならねばならぬからであ

る。勿論今日に於ては我國民で奢侈の風を追ふ者ないでは無いが、財界の不景氣更に一步を進め各人の懐中次第に寒きを覺ゆるに至らば、勢ひ節約主義を守らねばならぬことにならう。事茲に至れば是等の税は減收を來さざるを得ないのである。

(8) 醬油税、石油消費税の如きは必需品に對する税であるから、不景氣が襲來しても收入が減するものでないとも考へられるが、實際に於て石油消費税の如きは年々に減じつゝある、而して其額は大でないから、殆んど問題とするに至らぬ。

(9) 關税は輸入が多くなるに對して税するものであるから、不景氣なるに拘らず、現今の如く輸入超過の勢烈しき以上は減收よりも寧ろ増收を來すものと見て差支なからう。

(10) 地租は地價を課税標準として課する以上は收入の増減は極めて少いと見ねばならぬ。

以上論ずる所を以て之を見れば、不景氣を前提とすれば、關税と地租との外は減收を來たすものと見るのが至當である。然るに大正十一度の豫算に於ては所得税、石油消費税、醬油消費税、兌換銀行券發行税、取引所税の減收を見積もつたるに止まり、他は増收を期待してゐる。余は豫算の實行に際し或は豫定の收入をも得ることが出來ぬ様のことなきかを慮るゝものである。

次に官業收入に就て見るに、不景氣を前提とする以上、其收入は減少するものと見ねばならぬ。現に民間に於ては企業の成績不良にして、損失を重ねるものも少くない、國家の企業のみが獨り

好成绩を示すとは、如何にしても豫想することが出来ぬ。尤も獨占事業の如きは、割合に不景氣の影響を被ること少からんも、併しそれであつても、却て利益を増すものと見ることが出来ぬ、例へば鐵道の如きそれである。而して之を實際に徴するに鐵道の収入も亦本年度に於て減收を見積もつてゐる。

以上は主として國家の収入に就て觀察したのであるが、地方團體の収入に就ても、同様に論ずることが出来る。地方團體の収入も租税と官有財産及官業収入を主なるものとするが、其租税は附加税と特別税とより成つてゐる。附加税は所得税地租營業税鑛業税取引所税賣藥營業税等の國税に附加して税するものである。然るに此等の國税は地租を除くの外不景氣に際して皆減收を免れぬ、從て附加税率を増すに非ざれば、其収入も減收すると見ねばならぬ。特別税には府縣營業税雜種税戸數割等があるが、府縣營業税雜種税は國税たる營業税と同様に、不景氣に際しては減收を來たすものである、それにも拘らず增收を見積もらば、それは苛斂誅求となるであらう。府縣營業税や雜種税が減收を來たすとせば、之に附加して課する市町村税も亦其収入を減するものと見るべきである。

地方團體の企業も國家の官業と同じ様に論ずることが出来る。都市に於ては、電氣鐵道電燈水道等の獨占事業を經營してゐるものがあるが、他の事業の如く不景氣の影響を被ること甚しくな

いけれども不景氣が絶頂に達すれば都會の借家にも空家を生ずるのが常であるから電燈料水道料が増すものと見ることは出来ない。之と同様に人の往來も盛々繁くなるもので無いから電鐵収入が増すと見る事が出来ぬのである。

之を要するに、不景氣に際しては、國家公共團體の収入は減じこそすれ、増すべきもので無い豫算は此事實を認めねばならぬ、此事實を認めて減收を見積もつてゐるのは當を得てゐるが、自然増收を見積もつてゐるものに至つては他日違算を生ずることを免れ難からう。それよりして二の結果を生む、其一は豫算實行上困難を生ずることであつて、其二は決算の上で剩餘金を生ずるの餘地が無いことである。剩餘金を生ずるの餘地なしとせば、將來の豫算編成に就ては、剩餘金を當てにすることが出来ぬ、過去に於て剩餘金に依つてゐた部分だけは之を他の収入に仰がねばならぬ。然るに不景氣を前提とすれば他に多くの収入を得るの道は有るべきで無い、そこで將來は愈々収入が經費に伴はないといふ現象が起つて來るに相違ない。

## 四

収入が經費に伴はないとして、而も經費を節することが出来ないとせば、補足公債を募るより外に途が無いこととなる。

勿論公債を募ることは絶對に不可として之を斥けることは出来ぬ、鐵道の敷設や電信電話の架

設の如き、其經費を公債に仰ぐは、學理上十分に之を辯護することが出来る。併し乍ら、収入が減少したからとて其補足を公債に仰ぐに至つては、學理上之を批難せねばならぬ。

之を我國の公債政策に徴するに、鐵道敷設費は既に久しく之を公債に仰いで怪まなかつたが、寺内内閣に至つて電話公債を起すこととなり、更に進んで電信公債をも起すこととなつた。最近に至つては、道路公債、教育公債、軍事公債等が相踵で起されることとなつた。そこで収入不足あれば何でも公債に依つて可いといふ様な考を馴致して來た。是が故に將來收入不足を切り抜ける方法として補足公債を募らんとする財政家が出ないとも限らぬ。

併し乍ら此補足公債主義は理論に於て誤つてゐるは勿論であるが、實際に於ても亦之を實現することが出来ないであらう。蓋し今日の如く不景氣で而も輸入超過の勢が衰へないときは、前に述べたるが如く資金が次第に少くなるの傾を生じ、金利も上つて來るのである、さうなると巨額の公債を募るは容易ならぬこととなる。是れ余が補足公債政策が實際に於て行き詰まらざるを得ないと言ふ所以である。

## 五

以上論ずる所に依つて之を觀ると、現今の如き不景氣を前提とすれば、財政上に於ては収入が減するの傾を生じ以て經費を辨するに足らぬ様になる。さればといつて補足公債も事實上起し得

られなくなるのである。是に於て財政上の行き詰りの形勢を轉回せんとせば、經費を節減するより外、途がないことになる。

収入が無いから經費を節節するといはゞ、入るを量つて出づるを制するもので、私經濟の特質に適ふこととなり、出づるを量つて入るを定むといふ財政の本質に反することになるのである。併し乍ら財政が出づるを量つて入るを定むといふは、支出すべき經費が國家を繁榮にする上に於て必要であるを見るからである。然るに今日の如く不景氣に際して無理に収入を増さんとするれば、却て國家の繁榮を妨げることとなり、それでは何の爲めに先づ支出を定めて之に収入を適合せしめんとするかの理由を發見することが出来なくなるのである。此の如き場合に於て収入より出で、支出を制限することは、一の例外として之を認めねばならぬ。

此の如く經費は之を節減せねばならぬとせば、經費膨脹の法則に觸れる様に思はれる。成程經費膨脹の法則は經費が膨脹して己まぬことを肯定するものである、然るに今經費を節減することとせば、明に此法則の誤れることを反證することとなる様である。所が經費膨脹の法則は、永い年月の間に於ける大勢を説いたものに過ぎぬ、其永い年月の間に一進一退あるは毫も妨げない所である。一體財政は國家公共團體の目的を遂ぐる爲めの手段に外ならぬ、國家公共團體の目的が擴張せられることを認め、更に人口が増殖し、技術が進歩することを認めば、經費は大體に膨脹

することを肯定せねばならぬ。併し乍ら國家公共團體が行動するに當りては、其時其處に於ける事情に適應して行くことが必要である、其國の國際的地位の如何に依り、其時の人民の經濟的精神的狀態の如何に依り、或は急に國務を擴むることもあらうし、或は民力休養の爲めに、國務を縮むることもあらう。従て財政は時の必要に應じて伸縮することが必要である。財政に伸縮がありとすれば、時に經費の縮少となるは敢て異とするに足らぬ。

之を要するに經費の節減は、我國に於ける經濟上財政上の實情に照し、當然爲さねばならぬ歸結であつて、之を爲すも、直に經費膨脹の法則を蹂躪するものと看做すことは出来ない。

### 第三項 政費節減の方法

政費の節減せねばならぬことは前項に述べた通りである。然らば如何にして之を實現すべき乎。

#### 第一 天引論の是非

政費節減といへば、人多く、天引論を唱ふ。天引論といふは各省をして從來の經費より一定歩合を減せしむることを意味する、天引論は、第一に一定歩合を定めて經費を節減せしむるものであるから、經費節減の程度が定まるの利益があり、第二に各省大臣をして責任を以てその所管内の經費を節減せしむるのであるから、比較的實行し易いといふ利益がある。是が故に政費節減の

實行方法としては、天引論は強ち之を斥けることが出来ぬ。然れども合理的に政費を節減せんとせば天引の方法に依るべきでない。蓋し政費節減と云ふも、節減することの出来ないものを節減せよといふにあらず、可成節減することの出来るものに手を着けよといふに歸すべきである、節減の爲めに國家の進歩を阻害するが如きものは之を避けねばならぬ。是が故に政費節減は經費の性質に鑒み節減の程度を異にせねばならぬ。天引論は此點に於て誤てゐる。

又天引論は從來各省の間に於ける經費の配分が公平に出来てゐる場合に之を行はゞ弊害少いが、さうで無い場合には、非常なる不公平の結果を生ずる。所が實際に於ては各省間に於ける經費の配分は公平に出来てゐない、或る省に於ては、比較的冗費も存してゐるに拘らず、他の省に於てはギリ／＼の經費しか存してゐないこと少くない。此の如き場合に於て各省に對して一定歩合の經費節減を命ずとせん乎、前の省は爲めに何等苦む所ないのに反し、後の省は爲めに非常に苦むことゝならう。是れ斷じて政費節減の趣旨では無い。

此の如きは決して机上の空論でない、殷鑑近きにあり、山本内閣に於ける政費節減は明に天引論の弊を遺憾なく發揮して居つた。今其一例を示さんに、天引論の爲めに司法省にありては、多くの區裁判所を廢止したのである。是れ司法省に於ては、從來經費が比較的に少いから該省經費の一定歩合を節減せんとせば、勢ひ此必要にして缺くべからざる機關をも廢するの已むを得ざる

に至つたのであらう。所が區裁判所に於ては啻に其地方の小事件の裁判をなすのみならず、登記の事務をも執つてゐるのであるから、區裁判所が廢せられてより地方民の不便を感ずること甚しく、復舊の請願や運動が絶えなかつた、政府も終に動かされて年を逐ふて區裁判所を復活する様になつた。何の爲めに廢し何の爲めに復活したのであるか、宛然小兒の遊戲に似てゐる、是れ實に國政を弄ぶもので無くして何であるか。此の如きは畢竟節減し得られざる經費にも節減を加へたる結果に外ならぬ。そこで政費の節減をなさんと思へば、天引を行はず、節減し得る經費と節減し得られない經費とを區別し、節減し得る經費にありても其實質によりて其程度を異にして節減を行はねばならぬ。之を經費の實質上よりする差別的節減方法と名けて置く。

經費の實質よりする差別的節減方法は國家公共團體の目的に關するものであるが、同じ目的を遂行するとしても其機關の整理に依つて又經費の節約を行ふことが出来る。之を行政整理に依る經費節減方法と名けて置く。

最後に、豫算の編成實行に關し從來知らず識らず放漫に經費を支出するの結果を生じたものがある。之を改むれば、相當に經費を節約することが出来る。之を豫算の編成實行方法の改善に依る經費節減方法と名けて置く。

余は以下此三の方法に就て論じて見やうと思ふ。



である。

今是等の節減し得られぬ経費の主なるものが幾何に上つてゐるかを見るに左の如し。

皇室経費

2,100,000円

— 大蔵省預金利息

2,600,000円

國債利息

2,000,000円

計

3,100,000円

世の天引論を唱ふるものも、是等の経費に對して天引を行ふことを主張し得ないであらう。

次に**経費を節減し得るもの**の中にありて、其経費の性質に依り第一には軍備費と文政費とを區別し、第二には普通経費と繼續費とを區別し、差別的節減方法を講すべきである。

(1) 軍備費と文政費との間に於ける差別的節減

一國の経費は之を軍備費と文政費との二に分けることが出来る、軍備費は大體に陸海軍の経費にして、文政費は其他の経費である。

世には軍閥を攻撃するの餘り或は軍備を撤廢せんと主張し、或は軍備を制限せんと唱ふるものがある。去り乍ら軍閥を惡んで終に軍備に及ぶは謂はれ無きことである。軍備は國を防衛するものである以上之を缺くことが出来ぬ。さうは云ふものゝ、敵國なきに徒らに軍備を盛にするは又當を得たものでない、故に軍備は假想敵國の状態如何によりて大に程度を異にせねばならぬ。若し假想敵國が盛に軍備を張つて來れば我も亦之に應せねばならぬ。之に反し假想敵國が軍備を縮

少するか又は國際勢力の變化に依つて假想敵國が恐るゝに足らなくなれば我れも亦軍備を縮少すべきである。されば軍備費はそれ自身伸縮性を帶ふべきであると謂はねばならぬ。

我國が從來軍備を擴張し來りたるは、假想敵國に恐るべきものがあつたからである。然るに世界戰爭以來露獨兩國の勢力に一變化を來たし、露獨は最早恐るゝに足らなくなつて來た、從て之を假想敵國とする軍備は之を要せざるに至つた。加之華府會議に於て列強の海軍力に制限を加へ且つ十年間は主力艦隊の造艦をなさざることゝなつた。そこで我國の軍備費は大に節減することが出来る様になつたのである。

次に文政費に就て考ふるに、軍備費と同じ程度に於て節減することが出来るに限らぬ。尤も文政費といふも、其中に色々の種別があるから一概に論斷することが出来ぬ。文政費といへば、法務費、經濟行政費、文化費、財務費等を含んでゐるが、其中に就き、法務費、文化費、財務費等は之を節減するの余地甚だ少い、經濟行政費に至つては、人民の福利を増進するに必要な經費といへ、又相當に節減を加へても然るべきである。所で經濟行政費といふても、多種に亘つてゐるが、我國豫算の上に於て懸くべき巨額の經費を支出することになつてゐるものは、交通機關に關する經費である。

今、我國の豫算に於て、軍備費、交通機關費、文化費、財務費が如何なる割合に於て豫算を壓して

ゐるかを明にし、差別的節減の余地の存してゐるかを否かを観たいと思ふ。

一、軍 備 費

(1)	陸軍省經費	三三,三六八,八〇〇
	臨 常 費	三,〇〇〇,〇〇〇
	臨 時 費	一,〇〇〇,〇〇〇
(2)	海軍省經費	三,〇〇〇,〇〇〇
	臨 常 費	一,〇〇〇,〇〇〇
	臨 時 費	一,〇〇〇,〇〇〇
(3)	臨時軍事費	七,〇〇〇,〇〇〇
二、交通機關に關する經費		
(1)	帝國鐵道費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
(2)	朝鮮鐵道建設及改良費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	同 線路調査費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	同 私設鐵道補助	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
(3)	臺灣鐵道 建設及改良費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	同 私設鐵道補助	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
(4)	樺太鐵道建設改良費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
(1)	計	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	遞 信 費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	電信電話營繕費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	電話交換擴張費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	電信擴張及改良費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇

電信電話裝置改良研究費

(2)	朝鮮遞信費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
(3)	臺灣遞信費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
(4)	關東廳遞信費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
(5)	樺太廳遞信費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
(6)	南洋廳海底電信費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
三、教 育 費		
(1)	大學高等諸學校圖書館	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
(2)	文部省經費(前項經費控除)	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
(3)	商 船 學 校	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
(4)	東亞同文會其他在外教育機關補助	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
(5)	朝鮮 法 學 校	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	教育補助	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	教育費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	教科書費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
(6)	臺灣 諸學校新營費	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇
	教育補助	一〇〇,〇〇〇,〇〇〇

時 論 政 費 節 減 論

(7)	關東廳教育費	一、三六八、三三〇	(3)	稅關	四、〇〇三、六二六
(8)	樺太廳教育費	七三〇、三三八		朝鮮稅關	一、八五五、四四〇
(9)	南洋廳教育費	五二、九〇九		臺灣稅關	五、四七、七一〇
四、財務費			(4)	專賣局經費	一、七四〇、八五五、六三二
(1)	公債の利子其他	二八〇、八〇〇、八八六		朝鮮專賣局	一、七〇七、四六三
	大藏省預金利子其他	四、〇二九、二二二		煙草專賣創業費	一、五七三、四四三
	年金及恩給費	七三、七六六、五三三		臺灣專賣局	二、〇四九、三三八
(2)	內國稅徵收費	三、五五五、三三三		酒專賣創業費	四、三三三、四四三
總計					二、五七三、四四三

右表に依て之を觀れば、軍備費、交通機關費、財務費は各七億圓前後の巨額に上ぼつてゐる、是等の經費は天引で各同じ割合に節減し得るかといふに然らず。此中に於て最も多く節減し得るは軍備費であり、其次に多く節減し得るは、交通機關費であり、最も節減することの出来ないものは、公債費である。教育費に至つては、其額も八千餘萬圓に過ぎぬ、之に大斧鉞を加へて大節減をなす餘地は全然無いのである。

今進んで前に述べたる諸種の經費に就て別々に觀察せんに、軍備費に就ては海軍費の節減は既に範を示さんとしてゐる、海軍費の節減は華府會議の結果として之を實現せねばならぬ、軍艦を廢艦とするに依つて軍事費に於て相當巨額なる節約をなすことが出來、主力艦隊に屬すべき戰艦巡洋戰艦の製造を中止するに依つて軍艦製造費に於て非常に多額の節約をなすことが出来るのである。其額は精確にいへないけれども、先づ概略貳億圓内外に上るといふことである。正し

く海軍費の半に當るのである。

海軍がそれだけの節約をなさば、陸軍も之に應じて大に其經費を節減せねばならぬ。我國の國防上、大陸に於て大兵を動かすの要あつた時には、陸軍の擴張は必要であつたかも知れぬが、既に大陸に於て我國を脅かす強敵の無い今日に於て、大規模の陸軍を擁することは、それ自身大なる疑問と云はねばならぬ。今や我國に於ては、陸軍の力が非常に大であつて、師團は二十一箇に過ぎないけれども兵卒は二十五萬餘人に達してゐる、是れ從來師團の内容を充實するといふ美名に藉り、陸軍を擴張し來つたるが爲めである。陸軍費を節減せんとせば、先づ此事實に着眼せねばならぬ、勿論世界戰の教訓に基き武器の改良せねばならぬもの、新しい隊の加へられねばならぬもの多々あらうが、師團の内容を整理するといふ名の下に現役兵數を大に減じ、陸軍費節減の實を擧げることが出來ねばならぬ。陸軍當局者は入營時期を遅らし以て在營期間を短縮して經費を節減せんと力めてゐるさうであるが、それも一策に相違あるまい、併し兵員を減せず、而も短期に教練をなさしめんとせば却て經費を増加することになる、故に陸軍費の大節減は思ひ切つて兵員の減少を圖るに由らねばならぬ。假に従前の師團に於ける兵員を標準として考ふるときは、二十一箇師團には二十一萬人位と計算して然るべきである、然るに今日に於ては二十五萬餘人を數ふるのであるから二十萬人若は二十一萬人に迄引下げるに於ては、陸軍費はそれ丈けにても巨額

の經費を節約することが出來やう。加之陸軍は山東省より撤兵することゝなつてゐるから山東省に於ける駐兵費は全く之を削り得ることゝならう。

既に山東省より撤兵するとせば西伯利亞其他諸方面に於ても亦撤兵すべきである、諸方面に於ける撤兵に就ては勿論高等政策もあるであらうが、余輩は我國の高等政策としても、今日に於て撤兵の策を確立することが必要であると思ふ。此撤兵の策が確立すれば、經費の節減は自然に出て來ることである。世界戦が殆んど終に近いてから、我軍の臨時軍事費は俄に多くなつて來て連年一億圓位の巨費を投じてゐる、本年は七千五百餘萬圓であるけれども、決して廉價なものでない。可成速に此の如き不生産的經費を打切ることゝ力めねばならぬ。

交通機關に關する經費に就ては、鐵道、郵便、電信電話の作業費に於て、巨額の削減をなすことは六ヶ敷いかも知れぬが、建設改良費に於ては相當の減少をなすことが出來るであらうと思ふ前に示したる表に依つて之を見るも、交通機關に關する經費約七億萬圓の中に就て、建設改良費は實に三億四千餘萬圓を數へてゐる。正しく交通機關費の半額を占めてゐるのである。若し絶對絶命の場合に陥つたとして建設改良を見合はすとせば、三億四千餘萬圓は之を節減することが出來る。併し建設改良を全然打切ることゝは困難であらう、せめて公債を起して迄建設改良をなすことを止め、其當該交通機關が得べき純收益の程度に於て建設改良をなすことゝせば、それでも相當

に節減することが出来る。これは繼續費に關聯することであるから後に再び論及しやうと思ふ。

財務費に至つては節減の餘地甚だ少い、公債費が絶対に節減し得られぬものであることは、既に述べたる通りである。徴稅費も仲々に削減し難からう。專賣費に至つては、原料を買ひ勞働者を備へる以上は巨額の經費を節減すること出来まい、若し節減し得るとせば、それは行政整理といふ方法に依るより外ない。

文化費は最も節減の餘地少きものである、已むなくば臨時費たる高等學校擴張費に朱を引くべきであらうが、府縣の中學校を減せないで、獨り高等諸學校擴張を中止するは、當を得ない。さればとて府縣の中學校を廢滅し就學志望者を斥くるは、文化政策として採用することが出来ぬ。是れ臨時費とはいへ、文化費に屬するものが、最も削減すること能はざる所以である。

## (2) 繼續費と普通經費との間に於ける差別的節減

前に論じたるが如く、大に削減し得るものは、軍事費交通機關費中に存するが、それも多くは臨時費である、而して其臨時費が小額に止まる場合には、一年限りの支出に止まるけれども、其額の多きものは概ね繼續費となつてゐる。是れは軍事費や交通機關費に止まらない、其他の臨時費に於ても同様にいひ得ることである、繼續費に對して其他の經費を普通經費と名けて置く。

國家が經費を節減せんとせば、普通經費よりも多く繼續費を割愛せねばならぬ。繼續費は新事

業を計畫するときに於て之に要すべき總經費を定め、更に之を一定の年限の間に割り當て各年度に於て支出すべき經費を定むるのである、故に一旦繼續費が定められるときは、後年度の豫算議定に際し漫に之を廢除削減することが出來ぬ。政府と雖も一旦定まつたものに對しては之を守るのが當然であるが、併し乍ら國家經費の大節減を行はんとする場合に當りては、それに拘泥してはならぬ。そこで繼續費に就て事業の繰延といふ問題が起る、事業の繰延は、之を其年度に行はずして、後年に行はんとするものであるから、其事業に對する方針が變更せられたといふ譯で無い。又繼續費に就て事業の繰り延べを行はんとせば、議會の協賛を経て繼續年限を延長し各年度割當額を變更することになるが、その手續を賤めば、憲法に違反するものと見ることが出來ぬ。故に經費の大節減は繼續費繰延を以て最も出來得べき相談であると謂ふことが出來る。

繼續費が如何に伸縮性を有してゐるかを了解せんとせば、先づ其額の如何に大なるかを見ねばならぬ。今大正十一年度の豫算に依るに各繼續費の額は左の如くである。

(一) 一般會計通計		三六、八〇、八〇〇
(1) 外務省所管		100,000
(2) 内務省所管		六、三、一、七〇〇
治水事業費	二、四、〇、一七〇	
河川改良費	三、九、〇〇、〇〇〇	
港灣改良費	一、三、三、五三〇	
(3) 大蔵省所管計		一、二、七、七六〇
北海道土地改良費	一、一、三、〇〇〇	
神宮其他神社の造營并に整理費	一、四、七六〇	
雑	一、七、〇〇〇	
議院建築費	一、七、〇〇、〇〇〇	
煙草製造專賣創業建設費	一、三、五、七六〇	

印刷局設備擴張費	1,000,000
雜	1,220,000
(4) 陸軍省所管	
國防充備費	1,000,000
土地建造物整理費	1,000,000
雜	1,000,000
(5) 海軍省所管計	
軍艦製造費	1,000,000
水陸整備費	1,000,000
準備軍需品臨時充實費	1,000,000
無煙火藥更新費	1,000,000
雜	1,000,000
(6) 司法部諸監獄署及裁判所建築費	1,000,000
(7) 文部省高等諸學校創立擴張費	1,000,000
(8) 農商務省所管計	
製鐵所	1,000,000
治水事業費	1,000,000
雜	1,000,000
(7) 逓信省所管計	
電話交換擴張費	1,000,000
電信擴張及改良費	1,000,000
雜	1,000,000
(二) 特別會計通計	1,000,000
(1) 朝鮮總督府	1,000,000
鐵道建設改良費	1,000,000

時論 政費節減論

道路修築改良費	1,000,000
海關工事費	1,000,000
醫院新營費	1,000,000
煙草專賣創業建築費	1,000,000
電信電話整備費	1,000,000
雜	1,000,000
(2) 臺灣總督府	
鐵道建設費	1,000,000
港灣費	1,000,000
水利事業費	1,000,000
雜	1,000,000
(3) 關東廳	
大連上水第三期擴張費	1,000,000
雜	1,000,000
(4) 樺太廳	
鐵道建設改良費	1,000,000
大泊港修築費	1,000,000
雜	1,000,000
(5) 東京帝國大學新營及擴張費	1,000,000
(6) 京都帝國大學新營及擴張費	1,000,000
(7) 東北帝國大學	1,000,000
(8) 九州帝國大學	1,000,000
(9) 北海道帝國大學	1,000,000
(10) 帝國鐵道建設改良費	1,000,000
一般會計特別會計通算	1,000,000

第十五卷 (第一號 一一五) 一一五

此表に依つて之を觀れば、繼續費の額は約六億四千萬圓に達す、若し全部を繰延にすることが出来れば、巨額の經費を節減することが出来る譯である。而して此中に於ても、其の主なるものは軍艦製造費の二億二千五百萬圓、鐵道建設及改良費二億二千餘萬圓、電信電話擴張費四千餘萬圓、河川港灣等土木費四千餘萬圓、陸軍國防充備費二千四百餘萬圓等である、而して軍艦製造費、陸軍國防充備費等は前に軍備費の節減として述べた所之を知ることが出来る、鐵道建設改良費、電信電話擴張費は交通機關に關する經費の節約として述べた所之を知ることが出来る。而して是等の經費に就ては、之を支辨する財源を公債に仰がぬといふ點迄は少くとも節減せねばならぬ、河川改良、港灣改良、治水事業費等は皆土木工事に關する經費であるが、既に電信電話並に鐵道等に關する工事費が節減せられる以上はそれと同じ程度に於て之を節減せねばならぬ。

### 第三 行政整理に因る經費の節減

經費の節減をなさんとせば、又行政の整理をなさねばならぬ、如何に行政を整理すべきかは、それ自身別個の問題となるから、茲に絮説することが出来る。唯茲には財政整理の意味を以てする行政整理を論ずるに止めて置く。

財政整理の意味を以てする行政整理とは、同じ行政上の目的を達するにしても可成少い經費にて足りる様に行政機關を建て直すことである。それが爲めには、行政機關の分合を圖らねばなら

ぬ。

(1) 第一に必要なことは各省共通に存する事務に就て之を統一して管理するの方針を立て、これが爲めに、新に統一的事務局を設け、各省分立の部局を廢することである。例へば各省に分屬せる新警及修繕等の事務に關しては、別に省を設け若は内閣に營繕局を設け、以て政府直屬の工事を監督することにするが如きである。今日の仕組に於ては各省に新警費修繕費等がある、故に各省に技師があり、各省が別々に、個人に請負をなさしめたり、或は材料を買ひ自ら工事をなしたりするのである、そこで材料に過不足も出來、技師や労働者にも過不足が出来るに相違ない。此の如きは國庫に取つて不經濟極まることである。之を統一して、一省若くは一局の下に立たす様にすれば、是等の過不及も自ら無くなりて、其處に大なる節約を生ずることゝならう。

今大正十一年度の豫算に依つて、土木費並に營繕費を拾つて見ると、左の如くである。

一、土 木 費		五、二、九、六、九	
(1) 内務省	治水事業費	二、〇八一、五五〇	
	河川改良費	六、七三、三三三	
	港灣改良費	一三、四九〇、〇七三	
	道路改良費	二、五三三、四九六	
	道路港灣調査費	六、一、六、九	
(2) 農商務省	治水事業費	五二、四三九	
(3) 朝鮮總督府	土木費	七、四四、二二	
	砂防事業費	三〇〇、〇〇〇	
	調査費	一、六、六、六	
(4) 臺灣總督府	河川港灣道路水利費	七、八七、一三〇	
(5) 關東廳	大連上水、並市街擴張費	一、六四、八七五	
(6) 樺太廳	港灣修築、道路開闢費	二、一五、六、〇〇	
(7) 南洋廳	土木及營繕費	五、〇、元三	

二、營繕費

四九,七〇〇

(1) 外務省

四〇〇,〇〇〇

營繕費

一,一七〇,〇〇〇

(2) 內務省

造神宮使廳  
明治神宮外苑工事施行費  
臨時神社費

一,七〇〇,〇〇〇

本省營繕費

八八六,七三三

(3) 大藏省

造幣局設備擴張費  
國勢院廳舍設備費

一〇〇,〇〇〇

(4) 陸軍省

一,四〇〇,〇〇〇

(5) 海軍省

一,四〇〇,〇〇〇

(6) 司法省

一,一〇〇,〇〇〇

(7) 文部省

普通營繕費

二,一〇〇,〇〇〇

學校創立費

二,一〇〇,〇〇〇

高等諸學校創設及擴張費

一〇七,六二五

(8) 農商務省

普通營繕費

二,一〇〇,〇〇〇

(9) 逓信省

電信電話營繕費

一,一〇〇,〇〇〇

航路標識營繕費

二〇〇,〇〇〇

電話交換擴張費

〇〇〇,〇〇〇

電話擴張改良費

〇〇〇,〇〇〇

(10) 朝鮮總督府

六,〇〇〇,〇〇〇

(11) 臺灣總督府

三,〇〇〇,〇〇〇

(12) 關東廳

一,一〇〇,〇〇〇

(13) 樺太廳(營繕土木費)

一,〇〇〇,〇〇〇

(14) 東京帝國大學

一,〇〇〇,〇〇〇

(15) 京都帝國大學

一,〇〇〇,〇〇〇

(16) 東北帝國大學

一,〇〇〇,〇〇〇

(17) 九州帝國大學

一,〇〇〇,〇〇〇

(18) 北海道帝國大學

一,〇〇〇,〇〇〇

(19) 官立大學

一〇〇,〇〇〇

三、災害復舊費

六,〇〇〇,〇〇〇

(1) 內務省

一,一〇〇,〇〇〇

(2) 大藏省

一,一〇〇,〇〇〇

(3) 陸軍省

一,一〇〇,〇〇〇

(4) 海軍省

一,一〇〇,〇〇〇

(5) 司法省

一,一〇〇,〇〇〇

(6) 逓信省

一,一〇〇,〇〇〇

(7) 朝鮮總督府

一,一〇〇,〇〇〇

(8) 臺灣總督府

一,一〇〇,〇〇〇

(9) 樺太廳

一,一〇〇,〇〇〇

(10) 東京帝國大學

一,一〇〇,〇〇〇

總計

一〇,〇〇〇,〇〇〇

右表に依つて之を見るも、土木費、營繕費、災害復舊費等は約一億八千萬圓の多き上る、鐵道の建設改良費も之と性質を同うするも、姑く之を別とする。

若し是等の工事費を一省若くは一局の下に於て經理せんか、技師の數を節し、材料を流用し、節約し得る費用は又決して少しとせないであらう。

(2) 以上は統一的部局を新設するに依つて經費を節することであるが、同じ趣旨に依り行政機關若は行政部局の併合に依つて大に冗費を省くことが必要である。尤も行政機關若は行政部局の併合といふも、強ち分科を必要とするものを併合すべしといふのでない。併合したからとて、國家の執るべき事務は、減するので無い、故に今日の行政機關の組織で既に手一杯事務が執られ、冗員のない所では、併合の用が無いかも知れぬ、唯併合に依つて事務に差支を生せないで、而も冗員冗費を省き得るものに限り之を整理すべきであるといふのである。

此方針は地方財政に就ても之を當て俛めることが出来る、地方費の膨脹は、すさまじき勢である。之に對して節減をなすは容易のことではなからうが、自治體を併合するに依つて多少の活路を見出すことが出来やう。府縣や郡に就て云へば、交通機關の發達に依つて、之を昔日に比すれば地理上に於て縮められたと同じ結果に歸してゐる地方も少くない。是等の府縣や郡を併合しても必ずしも人民に取つて左程の不便となるもので無い。而して此の如き併合を行はゞ人員を節し、

又廳費を省き得ること蓋し少くあるまい。又市町村に就て之をいへば、人口が都市に集中するの趨勢に鑑み、都市は次第に近隣の町村を合併して、統一の行政を行ふ必要が多くなつて來るであらうし、都市を離れてゐる田舎の町村も其小なるものは、之を併合するの必要があらう。是等市町村の併合が行はれば、第一に役所費役場費に於て多くの節減をなすことが出來、第二に町村の經費の中で最も重大である小學校經費に於ても亦節減をなすことが出來るであらう、假令節減が出來ないとしても、是等經費の膨脹を制限することが出來るに相違ない。

（3）最後に官吏執務方法を改善するに依つて相當に人員を節減することが出來やうと思ふ、今日の官吏執務方法は繁文褥禮に流れてゐる、其繁文褥禮がある爲めに、多くの人員を要するのである民間の專業界に科學的事務處理法が喧傳せらるゝの今日、官吏界のみが從來の執務法を墨守するの謂れないことは殆んど議論の餘地のない所である。

#### 第四 豫算の編成并に實行に關する手續の改善

今日の經費膨脹は豫算の編成并に實行の手續に原因するもの少くない。元來豫算の編成は各省の豫算を基礎とし、豫算の實行は、各省大臣并に其代理者が之に當るを例とす、是れ各大臣が責任を明にする趣旨より來たものであらう。併しこれよりして種々の弊害が起つて來る。先づ豫算編成に際しては、各省が豫算の分捕を行はんとすることゝなる、大臣は豫算の分捕に際して、最

も多くを取り來ることに腐心し、年々歳々多くの經費を要求することを能事とするに至るのである、内閣會議に於ても勢力の大なる大臣の主張は動もすれば容れらるゝ傾あるが故に、此の如き大臣を戴ける省の經費は他省の經費に比し不當に多額となる傾がある。此くして内閣會議にて決定せられたるものは議會に提出せらるゝこととなるが、議會に於ては、亦新に要求せられたる經費に就て注意を拂ふも、各省要求の輕重を比較して見るものは殆んど無い。加之年々要求し來れる經費にして、廢して差支ないもの、少くとも新しく要求する經費に比すれば左程重要でないものも相當に多くあらう。是等は各省が皆之を問題とすることを好まず、一度豫算に於て通過した經費額は永久に之を取つた様に考へられてゐるのである。而して議會に於て豫算の議定に際しても、是等從來の經費に至つては殆ど之を吟味せない、是れ經費の減少することなき所以である。

次に豫算の實行に際しても左程重要でない經費の支出が行はれてゐるもの少くない。既に左程重要で無い經費が削られてゐないとすれば、そつういふ經費が事實支出せられるも已むを得まい。勿論之を支出せなくても濟むことであるけれど、其局に當るものは百方之を支出することに努むるであらう。又實際重要な經費にても、其豫算全額を要せざることが起つて來るが、それに就て當局者は全額を支出しやうと努むるであらう。夫の會計年度の終に近づき、官吏の公用旅行が多くなるは其一例證である。何故此の如きことをするかといふに、そは若し之を支出せず置くと

きは、將來之を要求することが出来ないことを恐るゝからである。

以上論する所を以てすれば、豫算の編成并に實行の手續が當を得ない爲めに、冗費の支出少くないと謂ふことが出来る。そこで經費を節減せんとせば、此弊を除き去ることを考へねばならぬそれが爲めには、先づ豫算分捕主義を廢し、次に從來の經費に就て審議し、比較的不用の費目を減じ、更に進んで豫算の實行に注意せねばならぬ。

第一に豫算分捕主義を廢せんとせば、各省要求の輕重を比較考慮して、其輕きを切り捨て、行くことの出来る様な官職を設くべきである、此の如き権限は大藏大臣に與へらるべきものであるが、大藏大臣の査定をなす前に其下に於て十分の権限を有する査定官を置く必要がある。

第二に、從來年々繰返されて支出し來つてゐる經費も、査定官をして十分に吟味せしめ、之に依つて査定をなし、次に内閣會議に於ても、それを議題として討究すべく、更に議會に於ても此の如き經費に就て十分に論議する様にすべきである。

最後に豫算實行に就ていへば、豫算に定められたる經費を支出するは何の差支もない様であるが、其支出せねばならぬ必要が十分にありや否やを検査するも亦無用でない。會計検査院の検査は事後に行はれて、救済の道ないが内閣直屬の官吏をして各省の支出検査を爲し、不用の支出を避くる様に監督せしむることゝせば、或は比較的不要の支出を減することが出来やうかと思ふ。

## 結 論

以上論じ來りたる所に依て之を觀れば、我國目下の財政經濟は行き詰つてゐる、此際に於て國家や公共團體が其經費を節減することは絶対に必要である。其行費節減の方法としては、第一には軍備費に十分の節減を加へ、外國よりは撤兵して臨時軍事費の支出を省き、第二には當分公債支辨に依る事業を中止し、其繼續事業に屬するものは、之を繰り延べすることとし、第三には行政整理を行ひ、第四には豫算の編成并に實行に關する手續を改良すべきである。此の如き方法を並用すれば、随分巨額の經費を節約することが出來るに相違なく、その一二を探つても尙相當の經費を節約することが出來やう。思ふに何人が局に當りても我國今日の財政策としては此方法に出づるより外途がないのである。